

平成 2 0 年度第 1 回  
多摩市町界町名地番整理審議会

(平成 2 0 年 7 月 2 日)

第 1 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議題

1) 既存区域の町名地番整理について

—協議会—

第 3 その他

川田事務局長　それでは、皆さん、こんにちは。ちょっとお時間早目なのですが、委員さん方、おそろいですので。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

実は組織改正がございまして、4月1日から、これまで都市づくり部都市計画課で担当しておりました町名地番事務でございますが、これにつきましては、今度、同じ市長部局ですが、市長部局の中でもくらしと文化部ということで、自治会ですとか、文化・スポーツといわれている分野ですね。あと、私のほうはごみのほうも含めて担当でございますが、そういった暮らし全般のところの部署が担当するという事になっておまして、今回、組織改正により4月から担当いたします、私くらしと文化部長の川田賢司と申します。どうぞよろしく願いいたします。事務局を務めさせていただきます。

あわせて石坂市民生活課長が担当させていただいています。よろしく願いいたします。

石坂課長　石坂です。市民生活課長に4月1日付で就任いたしました。よろしく願いいたします。

川田事務局長　なお、今回の組織改正に伴いまして、今までずっと事務局をしておりました富田、森谷の2人につきましては、変わりなく担当いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、開会前でございますが、今回の組織改正と、それから、委員さんの改選もございまして、今回、お2人の方に委員さんをお引き受けいただいております、これまでの間、ちょっと時間をとられてしまいまして、前回の開催からちょっと間があいてしまいまして、大変申しわけございませんでした。

では、大変申しわけございませんが、私から、新たにご就任いただきましたお2人の委員さんをご紹介させていただきたいと思っております。昨年まで一緒に委員さんで行っていただきました方々、杉田委員さんと飯島委員さんと佐伯委員さんにつきましては再任でございますので、引き続きお願いしたいということで、お手元に、大変恐縮ですが辞令を置かせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

では、4月1日付で新たに委員さんといたしまして、伊野委員さんと石坂委員さんのお2人をお迎えさせていただきました。それからまた、東京法務局多摩出張所の委員さんでありました方も今回異動によりまして、仙石委員さんから、新たに北村委員さんに変更になっております。きょうは都合で欠席になっておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、恐縮でございますが、新しく4月から就任されました伊野委員さんから一言ごあいさつをいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

〇〇委員            よろしくお願ひします。ただいま司会者から、一応、私を選任されて、このたび選任されましたから、よろしくお願ひします。育ちが多摩市、東寺方に実家があるんですが、今は一ノ宮のほうに住まいは移っています。自治会としては東寺方で働いていますから、よろしくお願ひします。

簡単ですが。

川田事務局長        ありがとうございます。

では、続きまして石坂委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇委員            このたび審議委員の辞令をいただきました石坂と申します。生まれも育ちも多摩市の和田でございます。私が子供のころに和田も町名になるという話を伺ってからかなり時間がたっていると聞いております。私たちの周りでも新しい方が住んできておりますので、わかりやすい町名地番ができたらと思っております。既存の方のご意見も多々あるとお伺ひしておりますので、うまく調整できればと思っております。よろしくお願ひいたします。

川田事務局長        どうもありがとうございます。

それでは、大変恐縮でございますが、前任の委員さんといひますか、これまで委員さんをお務めいただいた方々につきましては、きょう、お手元に名簿をお配りさせていただいているかと思ひます。あと、お席の前には名札がございますので、それをもちまして紹介にかえさせていただきますと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大変恐縮ですが、庁舎内、夏ではありますけど今はまだ冷房を入れてい

ませんので、私、こんな格好をさせていただいています。委員さん方も、もしよろしければ上着をとっていただいといます。

それでは、お手元の資料等を含めて、本日の会議をこれから進めさせていただきますので、よろしくお願いたいといます。傍聴の方もいらっしゃるようですので、傍聴の方にも後ほど入場していただきます。

これから早速会議を開始していただきたいといますので、太郎良会長、よろしくお願いたします。

会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、ありがとうございます。なかなか前に進まない会ですけれど、1歩でも2歩でも前に、私たちが頑張った分進むように、これからも努力していきたいといますので、ぜひご協力をよろしくお願いたします。では、早速始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は9名でございます。欠席の委員は、芥川委員、北村委員、竹田委員、谷委員です。

会長 それでは、条例第9条による会議の成立は、過半数の出席であります。よって定足数に達しておりますので、これより平成20年度第1回多摩市町界町名地番整理審議会を開会いたします。

それでは、本日の審議会につきましては、個人の利害に関する内容も特にないと思われまますので、公開といたします。

傍聴者につきましては、先着順で10名以内とさせていただきます。傍聴者の確認をお願いします。

よろしいですか。では、続けさせていただきます。

本日の日程は、皆さんのお手元にお配りしました次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、議題1の「既存区域の町名地番整理について」を議題といたします。引き続き、協議会により進めたいといますすが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会長 審議会を休憩します。

—— 休 憩 (協議会開催) ——

会長

ただいまより協議会といたします。

議題となっております既存区域の町名地番整理に関しましては、前回までの審議で、野猿街道側については東寺方案、並木自治会案の両町界案について、地形地物のあるところを探しながらのすり合わせを行ったり、市立体育館周辺の、よりわかりやすく一定の幅のある道路を町界とできるかなどの議論をいたしました。その中で、第三者的な立場で、よりわかりやすい道路などを基準に、町界及び丁目割りまでのモデルを事務局において作成するという事で前回、終わらせていただきました。次回以降もう一度視察を行うというお話も出ていますので、さまざまな方向から検討していくということで考えております。

今回、事務局でその考え方に沿った町界、丁目割りの資料を用意しているということですので、資料に基づいて議論を進めていきたいと思えます。

最初に、事務局より資料の確認及び説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の確認と、若干の説明をさせていただければと思います。お手元に資料があるかと思えますけれども、まず、案ということで3つの図面をつけさせていただいております。「(案) 1」、「(案) 2」、「(案) 3」ですね。この3つの図面を事務局案ということでつけさせていただきました。参考として、上記資料の丁目割の概算面積というものを、A4で参考としてつけさせていただいております。

資料の説明になります。先ほど会長からも、第三者的立場で、事務局のほうで分かりやすい道路等の地形地物を探しつつ、案をつくって今回の審議に当たるということが前回決められたことにより、それに基づいて作成させていただきました。

まず、(案) 1です。色なんですからけれども、この赤い線が現況の町界になります。それで、この青い線が町界の案の線です。それで、この辺の緑は丁目割。東寺方のところだと、この辺です。これは丁目割の色ということでございます。

それで、百草のここの青のライン。このラインについては、基本的に町界の方向性が決まっているというところで、今回はここの部分につい

ては3案とも同様ということで、雨田川に沿って町界とするということで示させていただいております。問題は、この市立総合体育館のところから宝蔵橋の間までの町界をどうするかということで、基本的には2つの案を示させていただいております。この1案というのは東寺方の総合体育館の横を斜めに入っていきます。斜めに入っていく道を町界として、さらにこの旧都道の、ここに酒屋さんがありますけれども、酒屋さんと野猿街道を結ぶ道路。そこまで突き当たって、そこを右へ行って、その先、ここからどこへ行くのかということですが、ここからこの間というのは、かなり前回までも議論があったところかなというところなんです。この間の町界を引くとなると、やはりこれはかなり議論が必要だということなので、とりあえず事務局の中で、このあたりもかなり見に行ったんですけれども、現実の中で事務局として示せるところがちょっと難しかったので、今回はやはり、このところをもう一度議論していただきたいと考えております。ですから、宝蔵橋を上がったここから、このラインですね。この道路、森沢商店ですか、この道からここへ行くライン。要するに、この間でラインを引くということになると、やはり相当審議が必要なり、現状の中ではなかなか事務局としても示し得なかったということで、とりあえず、この部分については1つの案としてこの道路で区切るという案をつくらせていただきました。これが1案です。

あと、1案の中で、丁目割。丁目割は緑の部分なんですけれども、これは東寺方のところでは今、1丁目はもう決まっていると。3丁目がここにあるんですけれども、事務局の1案としては、この旧都道で区切りながら、ここを3丁目としてピンクのラインを3丁目。この黄色のところを2丁目としたらどうかという案をつくらせていただきました。和田の部分については、基本的にこの大きな道路とか、河川等がありますので、その辺を区域としてA、B、C、D、E、F、G、Hとして区切らせていただいたと。それで、かなり大きな道路・河川で区切っていますので、わかりやすいのかなと思います。一部、この辺の法面また、FとGの間ですね。これはちょっと昔の道なんですけれども、一部細い道は

ありますけれども、面積等とかわかりやすさで言えばおおむね形よくと  
いうか、区切れてはいるのではないかと思って示させていただいており  
ます。これが1案です。

それで、2案はどこが違うかなというところなんですけれども、基本  
的にここの体育館の入り口から宝蔵橋と、この、非常に難しいという  
ところまでの間を少し書いております。これがさらにわかりやすくとい  
うことで、3・4・19号線、これは都道になりますけれども、これを野  
猿街道に当たっていただいて、ここに交番がありますけれども、これを  
右に行って、例の酒屋さんのところまで行く道で区切ると。これが2案  
ということで示させていただきました。現況がかなり入り組んでいる町  
界になっていますので、これもまた議論があるのかなと考えております。  
先ほども言ったように、ここの、これは入り組んでいるところですね。  
空き地もかなりあります。これはやはり、先ほども言ったように、ちょ  
っとこれがいいたろうということで示すことはできなかったという  
ところではあります。

あと、丁目割ですね。丁目割については、さっき、縦の長い線で区切  
りましたけれども、今度は2丁目を横にするということで、これは体育  
館のところの前の道から、ここに八百屋さんですとか自転車屋さんがあ  
りますけれども、そこを丁目の区切りにしたラインとして、これが2丁  
目、3丁目という案をつくりました。あと、和田地域の丁目割のところ  
については変わりません。Aが当然、町界が違ってきますから、この区  
域どりが違ってきますけれども、B、C、D、E、F、G、Hについて  
は1案と同じというふうになっております。

それで、3案ですね。3案については、基本的に2案と同じなんです  
けれども、東寺方の丁目割を変えております。これは2丁目を3・4・  
19号線の都道で区切る案ですね。西側を3丁目とする案。3・4・1  
9号線の西と東で2丁目、3丁目とする案ということで示させていただ  
いております。

大変雑駁なんですけれども、きょうの資料で示させていただいた案と  
いうことで、以上で説明にかえさせていただきます。

会長                   ありがとうございます。なかなかいろいろなバリエーションが、つくればつくれるものなんだなという感じなんです、何かご質問はありますか。

〇〇委員           並木自治会に出ている案というのは反映されないのでしょうか。東寺方自治会の案は十分反映されているようですが、並木自治会側から出ている案については拾われていないような想定図になっているようですが。

会長                   事務局のほうで、いかがですか。

事務局               ちょっとお話をさせていただくと、多分、そこが議論になるかなとは思っているんですけども、ちょっと、1案を出してください。

                      現況はこのライン、東寺方、体育館の北側のこのラインってかなりわからないですよ。ここに道とか水路があるわけではなくて、このところは非常にわかりにくいというところが1つあります。それで、並木自治会案はやっぱりこれを使っているというところが1つあるんですけども、事務局としては、やはり、例えば大きな道路とか、できればわかりやすい形ということで示させていただいたということで、当然、この審議を踏まえてどうするかという話はあるかと思うので、とりあえず、第三者的な立場、だれかほかの人が見てわかりやすいのはどうなのかというところでいえば、基本的にはこういったところがわかりやすいのかなということで提案させていただいたということです。

〇〇委員           そのときに、仮に、例えば、青いラインはスタジオ通りですか。青いラインというか、東西を分けているところですか。

事務局               これですか。

〇〇委員           そこですね。

事務局               森沢商店。

〇〇委員           スタジオの通り……。

〇〇委員           スタジオ通りじゃないですね。

事務局               いや、森沢商店の前の3・4・19号線から……。

〇〇委員           前の道。後ろが水路でしたよね、並木自治会案。

事務局               そうですね。



事務局 南側は……。

〇〇委員 いや、南側が水路だと思ったんですよね。

事務局 ちょうどこのこの辺だったと思うんです。この辺の水路、こういうふうに行って、こんな感じ、こんな感じではもとのがあるというふうに。

〇〇委員 そうですね。公共物で決めようとしたら、その道路と水路という感じだったんですよね。そこに並木自治会案で民民の境界のところを通ろうとしているというのがあったわけですね。

事務局 そうです。

事務局 ここの赤いところは民民の境界ですよね。

〇〇委員 そうですね。

〇〇委員 そうですね、はい。〇〇さんのところの。

事務局 ここになりますね。

〇〇委員 そうだね。

事務局 そうですね。それで、今言っているのが、水路がある上ですよね。

〇〇委員 そうですね。それが並木自治会案だと思うんです。

事務局 それは東寺方……。緑が並木ですが。

〇〇委員 の、案でしたっけ。

事務局 並木自治会案で、東寺方のほうが体育館の横のこちらですね。ちょっと待ってください。

〇〇委員 ということは、〇〇さんのあそこまでだよ。

〇〇委員 そうですね。要は並木自治会案と東寺方案の合わさらないところは、〇〇さんのお宅をどちらにするかというところだったんですよね。

〇〇委員 そうそう、あそこだけだよ。三角にね。

〇〇委員 ちょっとよろしいですか。

今の、市の1から3案までは第三者的立場に立った提案だと思うんですけれども、今まで審議されてきたことを大分改良しているんですよね。だから、今まで審議してきた、今、〇〇さんも言ったこともそうなんですけれども、今まで審議してきたことはどうなってしまうのかなど。こういう極端な案でなく、今、〇〇さんが言われたように、東寺方案とか、並木自治会案とか、細かい案を出して、それで、あと部分的に先ほどの

〇〇さんの案のあそこはどうするかとか、体育館の境はどうするかとか、そういう部分的には残っているんだけど、大まかにこの案とは全然別な方向で審議されてきたわけですね。今まで審議されてきたことはどうなるのかと。そうしないと、最初からまた出直しになりますから。

事務局

並木自治会案というのは、現況の民民の境を違ってこっちへ抜けていくという案。東寺方さんの案は、この水路の上を違って、こう入って行くと。今、事務局が示したのは、もうちょっとわかりやすく、ここまで、どん突きまで来て、こういう案を示したということですね。違いが多分、ここをどう取り扱うかということなので、当然、その議論においては、例えば、こういったラインも考えられるのかなとは思いますが、より客観的にわかりやすいということであくまで示させていただいた案であって、それはこの中でまたご審議いただいて、例えば、この水路をもっと利用したらいいんじゃないかということになれば、それはやっぱりそういう意見を出していただいているのかなとは当然思います。

会長

前回も、皆さんから出た案を基本で考えて、並木自治会案とか、東寺方案のといろいろありましたけれども、やっぱり、どこか引っかかっているのは、あの水路のところの道が狭いねとか、そういうのがトータルに考えると、物差しとして考えていた道路とか川とかというのにはちょっと狭いのかなというところで、非常に迷っていたところがありますよね。それで、今回事務局のほうで作成したときに、多分、大きい観点で1丁目、2丁目とかという形で割っていくときに、皆さんの案を無視するというのではなかったと思うんですけども、とりあえず、大きくやるときに、全体から行くとやっぱり、広い道路のところ区切りたくなるというのが割り方ですから、それでやったらこういうふうになるんだけどという、そういうのももう一度眺めた上で皆さんの案ともう一度比較をしていただけないかということだと思っておりますけれども、今まで、何回もずっと続けてきているので、地域から出ている案というのは、それはその地域の方たちの言うに言われぬいろいろな問題があるというのを地域の方たちからいろいろご意見をいただいている

んですけども、全体の流れというか、細かいところはまた考えるにして、大きく分けたという、先ほど、町界というか丁目ですよ。1丁目、2丁目というああいり割り方の考え方というのは。幾つか縦割りとか横とか、いろいろ出ていましたけれども、ああいりものについてはいかがですか。

〇〇委員

今回、3つの案を出していただいて、東寺方さん、並木自治会さんの案等もいろいろご提案をいただいて、中で結構もんできたわけですよ。ただまだ1つも結論が出ていない状況の中で、地元の委員さんからは、この方向でやってもらいたい。別のこちらの審議会の委員さんからは、いや、ちょっとわかりにくいところもあると。そういう中でちょっときょうは拝見をしてみたんですが、まず、町界ですかね。東寺方と和田の境を決めるということが第一。決まれば、あとは丁目はどこでこうやっていくかという。各丁目の人口とか面積のバランスとか、あるいはわかりやすさとか、これも1つのご提案ということで、今回、丁目まで提案していただいてわかりやすいんですけども、基本はまず町界を決めるということだと思っんです。そういう中で、審議を、今までの経過で、全くこれが事務局で勝手につくって今までの経過が反映されていないかという、私は、この1案については、今までの経過を反映してきて、その中でわかりにくいというような点についても、第三者的に見ればこういう形でやったらどうですかと。この中では結構、和田さん、並木さんの案とか、東寺方さんの案とか、一部とられ、一部とられていないという形で、痛み分けじゃないですけども、そういう形になっているわけですよ。そういう中で、こういう案も体育館のところを真っ直ぐ突き当たったらどうですかというような議論もこの審議会の中で出ているわけですから、そういう面では1案については全くこの審議会の意向を無視した案ではなくて、また別の問題でもとへ戻るとい話ではないと思っんです。逆に言えば、今までの議論をもう少し前へ進めるためのたたき台を示してくださったと、こういうふうになっているわけです。それとの関係で、2案、3案というのももう少しわかりやすくすればということが出てきたわけですから、そういう意味ではこれをたたき台と

して、これについていろいろな意見を述べながら、さらに意見をまとめていくという方向でいいんじゃないかと私は思いますけれども。

会長           ほかにいかがですか。何か、この進め方についてもご意見とかがあれば。

〇〇委員       これを決めていく段階で、例えば、この審議会で、ほぼこれで決定したとここで決めてしまうのかどうか。また別のところを蒸し返すようですけれども、以前に百草の関係についても、大体、たたき台を出さないといけないだろうということで、たたき台を出して、まだ決まっていよいよというお話もしながらやってきたわけですね。だけど、何となくそれで行きましょうかというような形の中で押しつけていってしまうのか、それとも、ここでまだもみながら、もう一度地域に対してお話をされるのかどうか。この東寺方と並木自治会の境も同じことだと思うんですよね。こうして何遍も、自治会でもお話をきて、これで確定したよという形で確定して出していくのか、もう一度もむのかというところですね。強引に決めてしまうことなのかどうか。

会長           今まで時間をかけてきているということですけどね。

〇〇委員       はい。もう意見が出尽くして、これを束ねて、あとは強引に決めてしまうことなのかどうかというところなんですよ。

あと、そもそも大きい道路とかで分けるのが一番わかりやすいのはもう十分わかっております。3・4・19号線で東寺方と和田、野猿街道と、一番最初のラインが一番よかったんでしょうけれども、それではということで、何度か地域に問い合わせながら、こういう複雑な形にはなっていますよね。その中で、以前にもよくお話が出ましたけれども、一ノ宮4丁目。車堀の水路でもって分けていますよね。ほんとうでしたら、これは東寺方1丁目になるべきところだったのではないかなというところでしたよね。ただ、これは、お住まいになっている方が、多分、これも自治会のコミュニティーの分断とか、今までのという経緯の中で、こういう形になっているのではないかと思うんですよね。時代が変わったとはいっても同じことが言えるのではないかなという気がするんです。

それから、水路、道路は大き目のものがいいいんでしょうけれども、できれば水路も境界物の中に入れていただいて、ちょっと民地の境界だけはつらいかもしれないですけども、官地が入っているのであれば官地の中で、水路も含めて、大きい、小さいは別として考えていただいて、あとはどこで結論を出して、どういうふうに地域に諮っていくのか、もう1回地域に諮るのか、もう、ここで強引に決めてしまうのかということころがちょっとまだつかめないでいるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

会長 事務局はいかがですか。

事務局 この審議会の中で、皆さんに大体の方向性を出していただきます。それをもとに、地域のところには事務局としてこういうことでやっていきたいんですというご提案をさせていただきます。そこで、どうしてもだめだということになれば、ぜひこの審議会でもとめていただいた方向で実施をしていくということに決めていきたいと思いますが、その段階では地元にも一度、説明会ということでお話をさせていただきます。

〇〇委員 では、審議会の中でたたき台というか、大体こんな方向で決めたいんだけどというものをつくって、もう一度地域に諮るということによろしいんですかね。

事務局 諮るといふところの度合いですけども、また、どうぞご自由にご発言くださいというような対応になってしまいますと、それは100人いれば100人のご意見が出てしまうかと思っておりますので、こういった場をつくっていただいて、それぞれの地域の状況がある程度ご理解いただいた委員さんにも出ていただいてまとめた案だということをご説明させていただきますので、お話が戻らないような形での説明会をお願いしたいと考えています。

〇〇委員 要は、そうするとほぼ確定で崩さないよというスタイルになるわけですよ。

事務局 そうですね。

〇〇委員 そうなると、ここできちんと再度調整じゃないですけども、させていただきますかないと。

副会長            前々回のときに、ちょっと荒っぽいですけど、こういう案があるのでということで地元を持ち帰っていただいて、それでどういう情報が上がってくるかということ、事務局も含めてこの委員さんにもやっていただいた答えが、それさえも完全に固まっていらないということですかね。固まりようのない部分が多く出され過ぎてあれなんですけれども、何とか調整がつくような状況にないんですかね、やはり。

〇〇委員            並木自治会の件については、お2人おられましたよね。この方が詳しくあったんですよ。私、並木自治会についてはほとんどタッチしてなかったものですから、よくわからないんですが、ただ、この民民の境界を除いては、〇〇さんのところですか、〇〇番地のところ。総合体育館の下側のところはちょっと問題があると思うのですが、水路・道路の中で行く分にはもうやむを得ないのかなというふうには私は思っているんですけれどもね。

会長                ほかに、どなたかご意見いかがですか。

〇〇委員            地形地物ということで、水路・道路というのが1つの境界ということで挙げられているわけですが、その例示として一ノ宮の例がありましたけれども、確かに一ノ宮は水路ですけど、一ノ宮の写真を見ると非常にわかりやすいんですよ。だから、わかりやすい水路とかわかりやすい道路であるならば1つの基準として使ってもいいと思うんですけれども、ただ単なる水路・道路だけで、片方が水路・道路をこっちがやったから、今度はこちらでもいいだろうというわけではなくて、やはり前提としてわかりやすさということを考えると、どうも何となくあそこの、総合体育館の、あの周辺の非常に狭いところで、第三者がはっきり町界、東寺方と和田を明らかに区別できるかということ、非常にやりにくいのではないかなということで、再三議論になっているわけですよ。そういう関係で、例えば今回の1案なんていうのは、もともと、総合体育館の脇の道路というのは、最初の市の原案とか、今までの過去の審議会からいうと出てこないような案だったんだと思うんですけれども、そういう意味で両自治会の意向等も踏まえながら、これも1つの町界として採用できるのではないかなというような形で、案としてこういうふう

入ってきていると思うんですね。特に、そういうのはある程度バランスがあるんですけども、やっぱり、第三者も含めてのわかりやすさといったことも、いわゆる判断の基準の中にきちんと入れていかないと、単なる道路である、地形地物だけであると。ほかの町界を決めるときにもそういう例外があったということだけでは、ちょっとなかなか使い勝手として悪いのかなという気がするんです。

会長

地域の皆さんは、その地域としていろいろ話し合いをして、詰めて、やっと自分たちの譲る限界よというようなおつもりで出してこられているというのは、多分、ここにいらっしゃる委員の皆さんが全員わかっていると思うんですね。その上で基本に照らしたときに、果たしてこれでいいかなというところが、なかなか、地域から出ているならそれでいいですよという割り切りをしてしまうのはちょっと引かかるなというのが、これだけ延々とかかっているところになっていると思うんですね。できるだけ皆さんの意見を、地域の方たちのいろいろな意見、理解できないところはあるにしても、どこまで入れられて、なおかつ大きな物差しの中でどこまで割り切るかということの案を出していくのが、多分この審議会だと思うんですね。皆さんの地域から出ているのを、じゃあ、並木と東寺方を足して2で割って、同じところは何でもそれで行きましょうと決めてしまうというのは、ちょっと、審議会として何もやっていない、ただ整合しているだけになってしまうとは思いますが、大きな物差しで考えて、私たちはどう判断すればいいのかというところで、それが結局、委員の皆さんのずっとの迷いだと思うんですけども、そのところで地域の方たちに、これは譲れるのかな、こう変えていただくと、地域に持っていくとだめなのかなという案が、多分、少しずつ動いてきているところだとは思いますが、できるだけ、地域の意見がわかっている中で、でも、審議会としてはここまで皆さんに、再度地域の方たちに諮っていただけないかなというのを出してはまずいんですかね。だから、今出ているこれは、アニメーションの前の道のところが入っているやつですね。例えば、あその道だったらある程度広さがあるから、水路のところというのはたしか、あ

じさいとか、いろいろなのがこうあると、かき分けていくような道でしたから、もうちょっとわかりやすいところでこういうところを審議会として再度、ご意見はご意見でいただいた上で、再度こちらからの提案という形で出してみるというのは無理ですかね。

〇〇委員           ここは、並木自治会さんが1カ所だけ、この水路の部分だけは拾ってあげたいなどは思っているんですが。それで、水路の幅のお話も出ましたけれども、両方とも、たしか車堀のところとここの水路も、両方1メートル80センチか2メートル70センチだと思いましたよ。6尺か9尺の水路、幅としては一緒です。それで、用途廃止ができるような水路ではございませんので、つぶれることはないと思うんですね。つけかえも不可能ではないかというような水路なので、境にするには不足ではないのかなと思っていますけれども。

会長               その辺の写真は出ますか。

事務局           今、別にお出しします。地図では青く引いたところなんですが、写真を出しますので、ちょっとお待ちいただけますか。

                    これとこれが森沢商店のところからの通りで、これが水路ですね。

会長               22。

〇〇委員           22。

事務局           すみません、ちょっとスライドショーで出せなくて申しわけないんですけども。

会長               22、23ですか。

事務局           これも水路。

会長               これが、28？

事務局           違う。

会長               26？

事務局           23って書いてある。ちょっと古いです。

会長               番号が違うんですね。

事務局           資料がちょっと違うかもしれないんですけども、ちょっと、画面に一遍に出せなくて。

会長               体育館の脇の道から、さっきおっしゃっていた水路というのが入って



いくところ。〇〇さんとおっしゃるお宅は脇のところですか。

〇〇委員            そうです。

会長                そうですよね。そこのところ、これですか。

事務局             そうです。

会長                私もだんだんこんがらがっちゃっているんですけども。これは体育館の脇の道から入ってくる……。

〇〇委員            体育館へもっと近いよ。

会長                これ。

〇〇委員            うん。

事務局             これも水路です。

〇〇委員            水路だよね。

会長                水路だよね。かなり奥へ入っていると思うんですよ。上が高くなっ  
てしまっ

〇〇委員            あっちは真っすぐの八百忠のところ。

会長                そうそう。

〇〇委員さんがおっしゃっていた水路というのは……。

〇〇委員            ここです。

会長                ここなら分けられるというか、境界にしてもいいんじゃないかという  
並木の案なんですよということですね。

〇〇委員            これは並木自治会から出ていた。ただ、東寺方自治会とすり合わせが  
悪かったのは、和田の〇〇番地、角の〇〇さんというお宅。要は、体育  
館の北側のお宅ですよ。そこの三角形のところを、民民でというよう  
な、民民の境界のところを町界にしようというのが、ちょっと強引です  
が、並木自治会の案だったんですけども。

事務局             これが体育館ですよ。

〇〇委員            そうですね。

事務局             体育館の裏のところ、ここは民民になって……。

〇〇委員            ちょっと無理かなというふうに、私的には思っているんですが。

事務局             日本アニメーション側のところになりますね。

〇〇委員            そうですね。

事務局            事務局で示したのは、これをこうやって真っすぐ行く。地元案のは、この水路……。

会長                東寺方案がここですよ。

事務局            そうです。

〇〇委員           これだと、車堀公園のところと水路は変わらないんだよね。幅が。

〇〇委員           水路幅は一緒ぐらいですよ。ただ、車堀公園のところは、両方とも平らで、非常にロケーションが悪くないですからね。ここは片方段があって、それから、木が生えてて……。

事務局            写真を出しますか。車堀公園の写真。

会長                はい。お願いします。

事務局            今写真をお出ししますので、ちょっとお待ちください。

                      これが、車堀公園の写真になります。4メートル程度ございます。これが一ノ宮と東寺方の境で、これが宝蔵橋側へ向かっていくような写真になっていますね。手前が桜ヶ丘方面、下のほうが桜ヶ丘方面で、上のほうが宝蔵橋のほうに向かうような形になっています。それで、これが道路と並んで走っているというふうな形で行います。これがちょうど、手前が宝蔵橋側で、上のほうが聖蹟桜ヶ丘駅側になりますか。大体、四、五メートル近くはございます。これが道路から水路への入り口のところの写真だと。それで、これが今の東寺方のほうの水路の写真です。

                      以上です。

会長                ありがとうございます。審議会としての町界の物差しをどこまで広げるとかということになってくるとは思うんですけども、今までの経過がなかなかわからなくて難しいとは思いますが、新しい〇〇委員さんとか〇〇委員さん、いかがですか。

〇〇委員           僕なんかは2案が一番いいと思うんですよ。1丁目と3丁目は現在もうできていて、3丁目といっても、一番初めに3丁目できたんですよ。それで1丁目できて、2丁目だけが残ってしまっている。一番肝心な主なところが、東寺方の本町のところが2丁目になれば一番御の字ですが、2案が一番見やすいんじゃないかなと思うんですけどね。

                      1案と3案はちょっと、境がはっきりしていいんですが、丁目の呼び

方としては、1丁目、2丁目、3丁目で、ちょうど区切りがいいのではないかなと思うんですがね。

〇〇委員 丁目では。

〇〇委員 はい、丁目は。

〇〇委員 町の境としてはどうでしょう。

〇〇委員 境としては……。

〇〇委員 2案がいい？

〇〇委員 和田がちょっと、川のところの、和田の〇〇さんのアパートがあるんですよ。それが昔から和田になっているんですよ、あそこは。宝蔵橋のところのほんの川沿いが、和田の地名になっているんですよ。そこは東寺方が入ってしまえばいいんじゃないかなと思うんです。

会長 〇〇委員はいかがですか。

〇〇委員 今、水路の話が出ていましたけれども、同じ地元に住んでいる立場からすれば、あの水路でも行けるのかなという気がいたしますけれども。さっきの水路の〇〇さんとかいうあれですね。そこは地元に住んでいる立場からすれば使えるのかなという気がいたしますけれども。

会長 地域にいらっしゃるお立場から考えると、あそこは2つの、東寺方と和田の町界というのでも自然だなというふうに。

〇〇委員 自然というか、使えるのかなと。

会長 在外者の立場で見ると、どうも狭いかなという気もするんですけれども。

〇〇委員 結局大きい道で区切ってしまうと、それはそれで、ポンと事務局案ということで通ってしまう。それを審議、調整していくところだと思うんですが、ここは。

会長 〇〇委員さん、いかがですか。

〇〇委員 いろいろな災害とかがあった場合に変わらない道というのが、どこに来て、地元のというか、そばの人はわかるかもしれないけれども、新しくどんどん入ってくる人がいるので、やはりある程度地元だけではなくて、入ってきてもすぐわかるようなものができればそうしていただきたい。そういう考えもいいんじゃないかなと。委員になって初めて回

って見て、私は地元というか、あまり知らないで、わかりにくいというのがすごく自分の印象にあるんですよね。だから、道だとながっていて説明されるとわかるんですけども、知らない人にそれを伝えることは結構難しいと思っているので。

会長

今出てきた、知らない方に伝えるというと、先ほどのところなんかはちょっと難しいですね。あそこに行って突き当たりから右側が東寺方でというと、そこに何か大きな目標物でもつukらない限り、なかなか。水路が見えているわけでもないですね、ああいうときは。

道路まで持っていっちゃうと、そこに住んでいる方たちが動いてしまうのが嫌だというのが強いんでしょうかね。それとも、面積的にバランスが悪くなるから嫌だというのが強いんでしょうかね。どっちなんでしょうね。

〇〇委員

両方あるんじゃないですか。

それで、ちょっと今までの、東寺方の当時の自治会案について提案したかった点をもう一度説明しますと、既存の現行の町界割りと和田地域が複合していたところを、今回、整理しようという形で、それで、先ほど出た水路の境を出したのは、並木自治会さんの領域を考慮して、それで水路をつくってあげる。ところが、この審議会においては、並木自治会さんの今出ていたような〇〇さんの白いところが今度は東寺方になっちゃうから、体育館のところを切っていただきたいという案が出てきたのが、和田のほうの、並木自治会さんの求めていること。そういう点を議論していたんですけども、今の1案を見たらそんなのはもうそっちに行っちゃって、森沢商店の前からずっと、野猿街道の手前のところなんですけどね、これは峰岸モーターさんのところから体育館の脇へ。東寺方としてもこういう形では異存はないんですけども、やはり並木自治会さんのことを考えて、今まではこういう提案はさせていただかなかったんですよ。だから、東寺方地域の人はこの案でいけば、あと、先のほうをどうするかの問題がありますけれども、これで全然異論はないんですよ。皆さん、東寺方地域としては異論が出てこないと思うんですよね。要は並木自治会さんのほうがこれでおさまるのかと、それだけです。

会長                    どうでしょう。はい、どうぞ。

〇〇委員                今までの経過としては、その地域にお住まいの方々の代表ということで、自治会が主たる組織ということで、自治会のすり合わせみたいな形でやってきたわけですがけれども、もっと広く考えれば、自治会という、もう少し広げて、東寺方に住んでいらっしゃる、自治会に入っている、入っていないにかかわらず、住民の方全体。和田は和田で住民の方々全体、あるいは多摩市民全体ということで、そういう、もう少し高い視点から見て、それでやっぱりどこにあるべきか。それから、地域の今までの歴史的な経過とか、あるいは市民感情とか、そういうものをどこでバランスさせるかという視点だと思っただけです。だから、そういう意味で、この1案がいいという意味ではないんですけれども、1案というのは今までこの審議会で、そういう視点で、なかなか、委員同士で話がつかなかった。それを両方まとめながら持っていくと、こういう形ではいかがですかというような、1つのたたき台ですから、これでやりましょうということではないんですけどね。1案にしろ、2案にしろ、3案にしろ、こういう形で出てきた場合、これをたたき台としてさらに議論を進めようということでしょうから、それはそれでよろしいのではないかなとは思っただけです。だから、自治会の役員さんはほんとうに大変なんですけれども、自治会だけですり合わせてしまって、じゃあ、自治会に入っていないほかの市民、住民の方々は全部異論がないかということ、なかなかそうもいなくて、そういう目で、もう少し広い目で見ていく必要があるんじゃないのかなという気はするんですけど。

会長                    何かご意見ありますか。

                          地域の方たちは、自治会として案をつくとそれを背中に背負っていらっしゃるから、なかなかそれ以上大きな観点とか言われても、1人だけ勝手なことが言えないのかもしれないですけども。

〇〇委員                だから、今、ご発言があったように、地域全体の問題というか、取り組みという場合は、やはりこの町界の問題についての取り組みの方向性を変えていかないとちょっと無理だと思うんですね。だから、今言われ

たように、町界全体、市民全体なら、そういう観点での審議の仕方をして、そういう形をやっておかないと、今までやってきたのとは方向性が違うわけですから。そういう方向転換をするなら、そういう形に改めてして、それで、これから審議会をどういうふうに持っていかと、そういうふうにしないと、ちょっと、今までのつなぎというのが全然できなくなる。

会長           私は、大きな違いはないような気がするんですけども、ただ、皆さんは……。

〇〇委員       今言われたようにね。

会長           そうです。全体、大きな関係……。

〇〇委員       自治会だけではないというお話があったから、それは町全体でやるのは当然いいことだから。それはほかにも自治会がそんなリーダーシップとれないし、審議会でするか、どこでするか、そういう方向性をちゃんと示していかないとだめなんですよ。

会長           今までやってきて、これだけ時間をかけていたのは、地域の方たちや地域の自治会の意見をできるだけとり上げながらうまく持っていこうと、1つの大きな川とか道路という分で割れば、だれも意見を聞かないで行っちゃおうと思えばどんどん決まっちゃったんでしょうけれども、そうではなくて、できるだけ聞こうということで、これだけあちこち行ったり来たり、いろいろなことを繰り返してきたわけですから。

〇〇委員       だから、もうそれを聞かないで行くなら行くで、やっぱり方向性を示していかないとだめだと。今まではそういう、逆に自治会にさじを投げられていて、それでどうしますかという形で、自治会でも仕方なく2年前かな、3年前になるのかな、じゃあ、仕方ないから東寺方からの有志の意見で、たたきで提案させたの。そうやって一歩を進めてきたということですからね。それが今度は全部ご破算だとなれば、やっぱり、やり方というものを変えていかないと、地域に対してもさじを投げられない。だから、地域とのつながりをどういうふうに取り組んでいくのか。これは、自治会は自治会だと断っていませんから、これはいいんですけどね。部分を変えていかないと、ちょっと、地域に対してもさじを投げられな

い。どういうふうに取り組んでいくのか、地域とのつながりをね。それは自治会は自治会になってこだわっていませんから、それはもういいんですけどね。

会長 審議会として、どういう方向性で行くかをこのあたりで。

その辺の方向性、どうですか。

〇〇委員 私はもう2年か3年になるんですよね。最初のときに確認をさせていただいたんですけれども、基本的にこの審議会というのは市に1つしかないわけで、全市的な見地から審議をするというのが当然のことだと思うんですよね。そういうために設立された審議会なんです。例えば、地元の方々だけの調整で済んでしまえば審議会は要らなくて、要するに、地元の両自治会で、境を適当に決めてくださいと。一番合理的な線で、皆さんが納得する範囲で決めてくださいと市役所が投げたしまえばそれで済むわけですよね。だけど、やっぱり市民のそれぞれの分野の代表が入って、全市的な見地から答申案を出そうという、そのための審議会ですから、地元の委員さんも、地元からもちろん上がってきていますけれども、委員の立場としてはやっぱり全市的な見地で考えなくてはいけない委員さんだと思うんですよね。それで、今までの審議も、多分、そういう観点でやってきていると思うんです。ただ、こういうものは地元密着の、非常に影響が大きいものですから、委員さんの選任に当たっても、地元の方々から出ていただくと。そういう形で地元の委員さんを随分入れた形の審議会ということで、地元の意見等も十分反映した中で、より合理的な結論を出そうという、そのための審議会をやっておるんです。だから、今までの審議もそういう形でやってきて、特に地域の実情とか何とかというのは、その委員さんを中心に地元の自治会の意向等も踏まえながら、この場合、議論を出していただいているわけですから、それを踏まえて、さらにまたこの審議会でなるべく結論を得るべく、さらに議論をしていく必要があるのではないかと思うんですよね。

今回、また新たにお二人の委員さんが来られたわけですから、もう、地元ですから十分に地域の境というか状況もご存じだと思いますし、とは思うんですけれども、今までの審議経過等も事務局からよくご説明を

いただきながら、同じような立場で、委員の立場として考え方を統一しながら、個別の意見はばらばらになって構わないと思うんですけれども、さらに議論を進めていくべきではないかなと思います。

会長

ありがとうございます。

どうですか。審議会として、先ほど〇〇委員さんのほうから、明確にどういう方向でやるかを決めたほうがいいのではないかというところが出て、私なんかというか、多分、皆さんそれぞれいろいろな思いがあるから、物差しがさまざまだったと思うんですけれども、この場でもう一度確認することはいいことだと思うんですけれども、やはり、基本的な町界のつくり方、それを踏まえてこの審議会としてどういうふうな案を出していくかというような形に持っていけないですか。あいまい過ぎてちょっとわからないですか。それは、地域の方から意見を出してはいけないという話ではなくて、こういうふうに審議会としては考えるんだけれどということ、委員さんから、これはもう一度地域に諮ったほうがいいよということであれば、そういうふうな意見を出していただければいいとは思いますが、審議会として決定するのに、地域の意見があつて動きがとれないというのも、これもちょっと困ったものかなと思うんですけれども。

副会長

今まで、審議会として現場を歩いたり、いろいろなことをもう何十回もやって、その今やっている前にもやっていて、非常に難しい地域であるということがまず前提条件としてあるので、ある程度、曲がりなりにも少しずつできてきたから、あと、最後の調整の部分は審議会の色をしっかり出すのか、地域の色を出すのかというところの辺までちょっともう少し押し進めて、きょうも新しい方たちもいらっしゃいますので、きょう、それをこうというわけではなく、周りの状況ももう少し吸収して、次の段階に入っていくというぐらいにしていっていただければどうですかね。あんまり、今言われたように、どっちか、審議会が行くんだ、地域のあれに合わせるんだって、なかなかやってきたこととちょっと、どちらにしても、無限とまでは言わないですけども、今までやってきたのは何だということ、それは大きなところから、バツと上から見れば、これは道



路にこう、何丁目何番地と決めてしまうのは行政側の、郵便局とか消防とかそういうことを考えれば、大きな道路で区切るのが当然いいに決まっているんですけども、それをこういうふうに一生涯やってきたというのがなくなってしまいますもんね。そういうのを含めてもう1回、地元の意見を上手に、もめない程度に聞いて、それで審議会としての線を出すと。

〇〇委員 東寺方自治会と並木自治会の案をまとめたものというのは、一遍自治会に出していましたが。まだ一遍も出していませんよね。

会長 地域に出しているかということですか。

〇〇委員 地域に。再度、こういう形。

事務局 両方のすり合わせのものは出ていません。

〇〇委員 出ていませんよね。

会長 結局、この審議会としてもつくれていない、それぞれがあるという。

〇〇委員 別々で、ばらばらで来ているだけですよね。それをすり合わせて、審議会の中でここについては押さえて、こういう形でどうでしょうかという案を出していくような形が一番いいのではないかと思うんですよね。

会長 今まで決まってきたところは、かなりすり合わせてきていることはすり合わせてきているんでしょうけれども、ただ、審議会として、その両方の、じゃあ、両方が一緒の部分もありますよね。かなり、町界は。そうであれば、それはそのまま100%受け入れというには、ちょっと町界として認めてどうなんだろうなというところがあるので、結局、時間がかかってきているんですよね。両方調整しているだけだったら、わざわざ皆さんで話し合わなくても、事務局で調整しながら線を引いていただだけでも済んでしまうのかもしれないですけども、それをこういうふうには……。

〇〇委員 すみません、会長に一生涯やっていただいているのに申しわけないなという気がするんですけども、そもそも審議会自体が、皆さん、だれが来てもわかるようなまちづくりという形の中で考えていくのであれば、これはもう、市役所が一番プロなわけですから、その辺は。まちづくりというのは、私ら市民よりも。それと、変な話、3・4・19号

線の野猿街道という形でおさまってもよかったんじゃないかなという気がする。審議会という組織をつくらなくても、わざわざこんなところに時間をかけて、金をかけてやる必要はなかったんじゃないかなという気がするんですね。理想的なまちづくりは確かにそうです。3・4・19号線と野猿街道で分けてしまうのが一番早いです。これはもう役所で決めましたと地元押しつけてみてください。そのときに反発が出ようが何しようかという形の中で強引に持っていけば、最終的にはなじんでしまうかもしれないです。ただ、私らは、地域から出てくれよと、私が連光寺に住んでいれば別ですよ。地域から出されて、ある程度ご意見を聞いてくださいという話をこれまでずっと経緯の中でしてきて、その意見をここで十分反映しているだろうというふうに、前にもお話したと思うんですが、直接聞くと反対はしないんですが、こっちに回ってくる話は全部反対になっちゃうよね。そんなご意見もあるものですから、ある程度決まってしまったという部分も踏まえながら行くところと、地域の意見を取り込むところと、基本は大切なんですけど、取り込めるところ、ここは譲るけどこれは譲れないという市民境界を境にしておこうというのは、やっぱりちょっとつらいものがあると思うんですね。ただ、このおばけ坂のほうに向かって、上のほうですよ。もうちょっと下です。そのポインターの赤のところ。その辺が一番つらいところなんですよ。そこは私、ちょっと決めきれないですけども。

〇〇委員     そこはほんとうに公共物のないところだと思うんですね。何とも言えないですけど、そこは東寺方自治会も並木自治会も承知しているところ。それを、じゃあこの協議会で引っくり返していくかという、ひっくり返すという言い方は悪いですけども、基本に忠実ではないからだめというふうにしていくのか、そのときにどこに持っていくかという……。

会長     今まで、雨田川のところのラインが決まってきたり、いろいろやりながら、最後に残ってきているのが、この体育館周辺と今のあそこのところですよ。開発しているところで。そこが行き詰まってしまったので、前回、じゃあ、ちょっと違う方向でということで、事務局が丁目割りをつくってみようということをやったんですけど。

〇〇委員　　これ、すみません。また別に何かふっかけるわけじゃないんですけども、基本に忠実という部分、その基本をきちんと守りながら町界を決めようという部分であれば、今回、ほんとうに私なんかは立場がなくなってしまうので、抜いてほしいなという気がしているんですよ。ここまでいろいろご意見を賜ってきて、それである程度すり合わせをしながらやっていたら、何とか、地域の方にも、ここは譲っているから勘弁してくださいよという話の中で行けるんですけども、どこまでも基本というふうになってしまうと、立場がなくなってしまうかなという。自分のことを言っているわけではないんですけどね、言ってるんですけど、要は。ニュータウンとか、区画整理がどんどんできたところとか、ニュータウンの開発で道路がきちんと整備されたりとか、そういうところとはちょっと違いますもんね。東寺方地域については。ですから、どうしてもその辺の、強いて、できているのが3・4・19号線がよくなったよという。それを踏まえてこの話が始まっているというか、もっと前からあったんでしょけれども、その計画に基づいてでき上がったときにはこうやりましょうということで、昭和55年ごろからやっているんでしたっけ。

会長　　随分長いですね。

副会長　　一番おくれたところはここ、うちの地域で。

〇〇委員　　それでも折り合いがつかないという部分を踏まえていくと、もう意見を聞けば聞くほどつらいのかな。かといって、強引にするのであれば、私らをまぜた中ではちょっとつらいなという気もしますし、この審議会の中で、今のこの段階で決めようというのであれば、ある程度反映させていただきながらやっていただければありがたいなと思っていますし、道路・水路、民境界の部分、体育館の北側については、私は東寺方自治会のご意見で〇〇番地、〇〇さんのお宅はもう東寺方に入ってしまったもやむを得ないのではないかという気がしているんですよ。それで、今度、そこが水路で、水路のところをずっと来まして、その細い道から、そうですね、そういう区割りですよ。それでやむを得ないかなとは思いますが、最後、これって地域に対してお示しするんでしょう

か。大体こんな感じになりますということで。

事務局

今回、こういった中で審議されて、一定の結論が出たということであれば、また地域に出向いての説明会ということで、事務局のほうではさせていただきます。ただ、先ほど来ずっとお話しさせていただいて、また〇〇委員さんからもありましたように、皆様方もお話しいただいたように、やはり、地元の人、そこに住んでいる人だけではなくして、例えば、よそから来た人もわかりやすく、それから、消防自動車だとか郵便だとかといったときにも、その地番がすぐにわかるように。または、消防だけではなくして、外から訪れた人もわかりやすいということを前提にしたいなというのがあります。

それで、今、最後に引かれたところの、今、ちょうどポインターがあるところですね。あそこの線だったとしても、では、あそこから下におりてくるところも、これは1丁目、2丁目の違いではなくして、東寺方と和田という違いが出てくるわけですね。そうすると、さらに今まで議論してきたところ以上に、もっと道路としても狭くてどうなのかなとかということに合わせて考えますと、やはり、先ほど、事務局といますか、現場も見て、そしてというところでは、今、ちょっとポインターで引いていますけれども、ああいう線のほうが、きょうは体育館の裏のところだけを大きくクローズアップして議論していく中では、ここのほうがだれでも……。100%わかるのは、確かに先ほど話に出た野猿街道とかになります。少なくとも今までの議論を踏まえると、こういうところがわかりやすく、そしてまた、皆様方にも説明ができるのではないかなということでお示しさせていただいています。

会長

それぞれのお立場があるから、難しいですね。

〇〇委員

難しいですね。

事務局

少なくとも、このラインはないのかなというところは。

〇〇委員

そうだね。そこはちょっと、そろえたいとは思っています。

事務局

これは民民のところ、さっき写真もあったように、このところは現況、かなり厳しいですね。

〇〇委員

厳しいですね。

〇〇委員 並木自治会の方は強く要望されていましたがけれども、ちょっとそこはつらいなという気がしますけどもね。

〇〇委員 ちょっとね。だから、その三角だけなら何とかなるんじゃないかなと。

〇〇委員 もう、ごめんなさいと謝ってしまうしかないかなと思って。

事務局 ここはつぶして、じゃあ、その代替案をどうするかという。こっちにするのか、こっちにするのかと。

〇〇委員 やむを得ないんじゃないかなという気はするんですけどね。

〇〇委員 うん。やっぱりあの線じゃないのかな、あの線。並木自治会が納得すればね。〇〇さんだけだから。

〇〇委員 そうなんですよね。

〇〇委員 私、ちょっと、周りの人、新しく入った人にも聞いたりしているんですけども、住所がわかりにくいというのと、宅急便とか消防とか、そういう人たちはある程度、仕事だし、かなり経験を持っていていろいろなことをするんですけど、ちょっと違うところで来たときに、和田と日野の境なので、教えるのがとても難しいんですよ。今の時代って、結構、防災とかいろいろなのがいっぱい出てきていますよね。そういうことに関して役員さんたちはどういうふうに思っているのかなと。私は、「どここの」と言ったときに大体すぐわかるように。あとは、大体地元の人がわかるというか、水路とか、そういう部分では分けていくのはわかるんですけども、確実にここで家が建つとか、何かこの先に変化があるときには、もしできるんだったら今の時点で何年も先でもわかるような形に、できれば持っていったほうがいいと思うんですよ。

今まで、地域の人と話しているときに、そんなに防災とかいろいろななかったと思うんですよ。ただ、救急が来たときに、家の者が出ていないとわからないというのを聞いたりすることがすごくあるので、そういうことに関しても、やっぱり、もし、調べるときにというのが。

もちろん、消防とか地元の人たちとか近くの人にはわかっても、もしも何かがあってほかから応援が来たときに、できればわかることって大事なのかなと私は思っているんです。だから、ある程度確実に、水路とかそういうのはわかりますよね。ただ、細い道とか何かのときに、地元の

人に、そういうことが今いっぱい出てきているというのは説明にはならないのでしょうか。

会長           この審議会で、結局、そういう安全性とか、今はいろいろありますよね。地震とか。だから、いざというときにできるだけ安全に早く助けるなり何なりの方法がとれるためには、地域の方たちの意見は、こういうのはわかっているけれども、もうちょっとわかりやすいラインを審議会としては考えてみたんだけどというのは、それで地域の方たちに説明はつきませんかね。

〇〇委員       防災という話が出て、私もちょっと関係していたこともあるんですけども、防災からだとやっぱり、逆にコミュニティーが分断してしまうと、もう今までの中でネットワークができていますから、逆に弱くなるという考え方もあるということは認めます。

〇〇委員       コミュニティーの話は、前々からそういう話があったんですけども、コミュニティーと町界の区割りとか丁目の区割りというのは別のものだと考えてよろしいのではないかという議論も結構あったんですが。

〇〇委員       都会の方が、そういった防災も兼ねてということもあったので、防災の立場から見れば、コミュニティーがしっかりしているほうが防災が強くなるということを申し上げたんです。

〇〇委員       もちろんそうですよ。だから、丁目で区切られていたにしても、今までのコミュニティーを崩すことはないわけですよ。私のところは再々例をするんですけども、私のところは1つの自治会があるんですが、そこに入っている字が愛宕という字、それから、鶴牧という字、落合という字。この3つの字の住民が1つのコミュニティーをつくっているわけですよ。自治会を。だから、そういう面からすれば、いわゆる町界、そのコミュニティー境に1つの町界をわざわざ合致させる必要は何ら考えなくてもいいのではないかという部分があるんですよ。

だから、〇〇さんがおっしゃったのは多分、防災等を考えると、コミュニティーを大切に考えれば、細い道路とか細い水路で今までと同じような形で区切りたいけれども、やはり第三者の目、あるいはわかりやすいという観点からすれば、それが若干崩れても、もう少し広い道路とか

そういうもので町界を区切ってもいいんじゃないかというのがご意見だと思っんですけどね。

〇〇委員           じゃあ、防災とは関係ないということですか。

〇〇委員           だから、それは防災という、救急車が来やすくなる。それも防災ですよ。あるいはパトカーが来やすくなる、それは防犯です。そのためにはもちろん従来どおりのコミュニティを維持しつつ、その町の境とか、地番とか、それをわかりやすくする。それも防災に役立つ。そういう意味だと思います。

〇〇委員           そこの部分については、今、和田も東寺方も、東寺方1丁目はきれいに整備されましたよね。だけど、そのほかの部分については、ずっと連番でぞろぞろつながっていますよね。1丁目、2丁目というふうに区切ってしまえば、1丁目の1番なら1番、2番なら2番という形のロットで割ってくれば、そんなに難しくないと思うんですよ、ご案内をするにしても、何をするにしても。今はずっと、1番地からつながっていますよね。2000番台までありますね、和田は。区画整理ができたところなんかは2000番がついてしまっていますから、もう、まるっきりそれも飛んでいるんですよ。だからわからなくなっていますけれども、そのわかりやすさというのは、私は、丁目をつけて、地番のロット地割りをしていけばわかるのではないかなと思うんですよ。

会長               住所だけ持って、その地域を歩いていくとするじゃないですか。それで、東寺方に行こうと思っているんですけども、今ここ、見ているところ、和田の番地がついているところを歩いて、どこで変わるんだろうなと見ているときに、やっぱり明確な道路や何かがあると、この道路が境になっているのかなと、まるっきり違うところから来た人ってそう思いやすいんですよ。それがいつの間にか変わってしまったというのが一番わからない。今の地番もだんだん番地が増えていって、和田なんかも増えて、じゃあきつとこの番地はこの先に行けばあるのかなと思うと突如として違ってしまったたりして、だから見つからないんですけども。だから、ロットでわかって、大きな地図でというのはあれかもしれないんですけども、番地だけ見ながら一生懸命道を歩いている人だと、見る

からに自分たちで、視覚で判断できるところに町界があると、やっぱり、よりわかりやすいことはわかりやすいと思うんですね。

副会長

ただ、先ほど言った全体という形からすれば、A、B、C、Dとずっと時計回りに分けたりとか、1・2・3とか分けたりしていけば、先ほど言ったように……。その境のところはちょっと厳しいところはもちろんありますけれども、全体の流れからすれば相当整理されてわかりやすくなると思うんですね。ちょうど町名が違ふとかいうところはちょっと苦しいですけれども、それ以外のところは、ある程度は整理ができてくれば、これは早く整理をしていただいたほうが地元の人も助かるのかなと思うんですけれども。ただ、この、今ごちゃごちゃいう境のところは、どうしても最後までその辺は、こう……。全体としてはわかりやすくなるけれども、その境に関してはちょっとどうなんですかねという。それは我慢を、地元の方の意見を入れるということと相反しますから、そこは我慢していただくような形になっていくのかなと。それを取り入れればわかりにくくなりますよ、地元の皆さん。ということにならざるを得ないし、それをきっちりするためには、先ほど、〇〇さんがおっしゃったように大きな道路で、少なくとも4メートルとか6メートルとかいう道路で区切ったほうが、審議会の意見としてはこうですというのであればそういうような方向づけですけれども、今までずっとやってきたのが、そうすると全部無駄なことになってしまいますし。

〇〇委員

私は特に推しているわけではなくて、バランスだと思うんですね。だから、地元の意見とわかりやすさとか、今までの、そもそもこの町界町名地番整理をやるというその趣旨と、あと、地元の意向。そういうものをどこでバランスさせるかの話だと思うんですけど、程度の問題だと思うので。だから、そういう意味からすれば、私も大きい道路で必ずということではなくて、今までの審議経過を踏まえながら、どこでバランスさせられるかなと。そのバランスさせられる接点というのが、まだちょっと東寺方さんの案と並木さんの案のすり合わせだけだとちょっと微妙な部分があるのと。その辺のところは少し、原点に戻って、もう少し広い道路とか、あるいは少なくともわかりやすいような地形地物で



区切ったらどうでしょうか。そういう議論をまとめていただいたのが1案あたりかなという気がしているんですけどね。

会長

ありがとうございました。

多分、皆さん、同じような気持ちなのかなとは思いますが、結局、基本で行っちゃうのでしたらとっくにできているんですけども、その中にできるだけ地域の意見も可能な限り入れたいということで、ここまで来ているわけですよ。それで、最後に、じゃあ、もうちょっと、ただ両方のをまとめただけというと、これは審議会として大きな観点から決めるのに、果たしてどうなんだろうというところで最終結論が引けないんですよ。

ただ、いつまでも先に引きずるのはいいことではないと思うんですけども、あと、地域をもう1回見てみようじゃないかという意見も前回出てきたんですけども、それはどうですか、皆さん。もう何回も歩いたから、もういいですか。

例の、和田の開発された擁壁があるような、あそこのところは前回あまり、竹やぶの途中ぐらいいまで、あとは遠くから見ただけなんですけれども。

〇〇委員

というか、あの地域は、前回も私、申し上げたんですけども、どういう町界をつくるのか、また町名にするか。要するに、東寺方という町名に対しても、和田という町名に対しても、あそこの地域は特殊で、南北に区切る道路がないから、どういう町名をつけようと消防車なんか入れないわけですよ。それで、今あそこにあるのはみんな民家なんですけれども、自分たちが入れる出入り口というんですか、それだけで保っているんですよ。だからあそこだけは、この町界町名地番の基本的な考え方を入れてやろうと無理なんです。だから、極端な話、南北の道路でも入れて、それでわかりやすくすべきだろうと。だから、この地域だけはちょっと特殊なんですよね。名前を変えて線引きしたら消防車が入れるのかといたら、一切入れないですよ。ただ名前が変わっただけで、じゃあ、そこへどうやって行くのといたら、公道じゃないから車なんか入れないわけですよ。そういう特殊事情があそこにはありますよという

ことだけは考慮していただきたい。

副会長           くくりようがないということですよ。

〇〇委員       何も道路がないんですよ。南北には何も。

会長           どちらかの道路にということも、これもいっぱいいろいろお話ししましたよね。ほかの代替の道路に持っていけないかということを随分やりましたけれども。

きょうは、先ほどのところも結論を出すのはちょっとまだ無理だとは思うんですけれども、次回に向けてどういう方向性で行くかは決めていきたいと思います。どうしましょう。今のところの、体育館のところだけ決めてしまうというのも、きょうのところではちょっと無理かもしれないですよ。そうすると、次回どういう方向性で行くか。

先ほどの、あの部分に踏み込んでいないんですよ。あそこを見てくれるだけなら短時間なので、次回、1回、皆さんで確認してきますか。地域の方たちはご存じだと思うんですけれども、例の、今おっしゃった代替道路のない。前は工事中で入っていけなくて、その後、写真で何回か見せていただいているんですけれども。

〇〇委員       あそこは全然建ってなかったから、まだやっていなかったからね。

〇〇委員       抜けないけれどもね。こっち側に抜けられないけれども。

副会長       結局、上から下から、どうにもならないんですよ。だから、本来だったら一くりにしたいところなんですけれども、それは強引に審議会です、ここはもうそういうことがあるので一区切りしたいというぐらいの場所ですよ。地域の皆さんが何と言うかはちょっとわからないですけども、そこに関しては、分けて……。どうなんですかね。

〇〇委員       といっても、あそこを境にしなければしょうがないでしょう。道路がないんだから。

会長           じゃあ、問題になっているそこと、今、ポイントになっていた先ほどの体育館のところも何回も歩きましたけれども、もう一度再確認して、それからまた皆さんで、それをもとにもう一度お話ししますか。ただ、このままやっても同じですよ。ちょっと違う物差しを持ってというわけではないんですけども、なるべく早く飛び地や何かも解消していかな

ければいけないということもありますので。見るだけで終わってしまうともったいないので、確認して、できればその辺のことを少しお話しできれば有効なんですけれども、時間的に無理ですか。

事務局           ここで歩いていただくと1時間ちょっとはかかると思いますので、車移動を入れても1時間半ぐらいはかかるんじゃないかなとは思いますが、すけれども、車で移動するのにちょっと遠回りしなければいけないようなところもございますので、1時間半程度でこちらにお戻りになって、あと30分ぐらいの感想だとかそういう形か、または、体育館の近くでもし会議室がとれば、市立体育館で、ご感想などをいただきながらという形も可能だとは思いますが。

会長            審議会、毎回毎回インターバルが開いてしまいますので、そうすると、またまた先へ先へと送り込んでいってしまうことになるのであれば…。

〇〇委員        毎回新規になってしまったんじゃないね。

会長            前回は何だったのかしらとなつてはいけないんですけれども。

副会長         でも、そろそろ結論を出さないと、もう私も3年目に入ってしまった。

会長            出したいですね。

〇〇委員        もうね。

事務局         もし時間的に可能ならば、今、担当から話がありましたとおり、きょうご議論いただいたところにつきましては、総合体育館を会場にさせていただければ、それこそ二、三分で歩いていける場所なものですから、そこをご確認いただいていると思います。それから、その丸く斜線の入っているところ。こちらは以前にもきつとごらんいただいているかと思いますが、実質的には〇〇委員さんがおっしゃるように、南北に通るような道路だとかは今、まだできておりません。実際に写真を見ていただいたように、周りのところに家が張りつきましてけれども、それはみんな行きどまりの道路になってしまっている状況ですので、もし次回の方に、じゃあ、一歩ずつ進めていこうというのであれば、きょうお話しいただいた場所を次回には確定させていただくようなことを前提に総

合体育館でお話しただいて、時間は歩いて30分ぐらいでこの斜線のところに回れば段取りしますけれども、ちょっとその辺は会長さんと相談させていただいて、我々が実際にどのぐらいで行けるかを見て相談させていただければと思います。ただ、少なくともきょうお話しただいたところは、総合体育館でやれば何ともせずに現場を見られますので、そういう形で現場を見て考え方をまとめていただけるといいのかなと思っております。

会長            そういう考え方、今、事務局から提案をいただきましたけれども、いかがですか。また、私と事務局のほうで少し時間調整ができるかどうか検討させていただいて、また再度皆さんにご連絡差し上げようかと思えますけれども、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

会長            では、そういう形で事務局に少し時間的な配分として有効にできるかどうかを決めていただいた上で、どういうふうにするか相談させていただきます。

                  では、本日はこの程度にとどめたいと思えますけれども、よろしいですか。

                  それでは、協議会をこれにて終了させていただきます。

—— 休 憩（協議会終了） ——

会長            審議会を再開いたします。  
                  既存区域の町名地番整理については継続審議とさせていただきます。  
                  次回の開催場所、開催予定についてはまたこちらで調整しますけれども、時期的には9月？

事務局          今、体育館でという話もございましたので、そちらの会場の確認をさせていただきながら、9月の下旬から10月の初旬を予定させていただきたいと思えます。会場の確保等ありますので、また別途調整して通知をさせていただければと考えております。  
                  以上になります。

会長            では、以上で、平成20年度第1回多摩市町界町名地番整理審議会を終了いたします。ご苦労さまでした。

— 閉 会 —